議案第134号

令和6年度大阪市中央卸売市場事業会計資本剰余金の処分について

令和6年度大阪市中央卸売市場事業会計国庫補助金9,181,964円のうち6,327,393円をもって、繰越欠損金35,200,765,051円を補塡する。

令和7年10月21日提出

大阪市長 横山 英幸

説明

地方公営企業法第32条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方公営企業法(抄)

(剰余金の処分等)

第32条 省 略

- 2 省略
- 3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の 議決を経て、行わなければならない。
- 4 省略